

○多賀城市出前講座実施要領

(平成21年8月19日 市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、市の事業や取組に対し市民の理解を高めることを目的として、市の職員が出向き、市の事業や取組を市民へ直接説明する講座（以下「出前講座」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 出前講座の受講対象は、原則として、多賀城市内に居住し、通勤し、又は通学する10人以上の者の参加が見込まれる団体（任意に結成したものを含む。以下同じ。）とする。

(受講の制限)

第3条 出前講座が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該講座を担当する課（出前講座に講師として出席する職員が所属する課等をいう。以下「担当課」という。）の長は、出前講座の実施を承諾しないものとする。

(1) 苦情、要望、陳情等を目的とするもの

(2) 営利活動、政治活動及び宗教活動を目的とするもの

2 担当課の長は、第7条第2項の規定に基づき出前講座の実施を決定し通知した後、前項各号のいずれかに該当すると認められるときは、出前講座の実施を中止することができるものとする。

(開催日時)

第4条 出前講座は、原則として月曜日から金曜日までの間の日（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年多賀城市条例第3号）第9条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に実施するものとする。ただし、担当課の長が承諾する場合はこの限りでない。

(会場)

第5条 出前講座を開催する会場（以下「会場」という。）は、当該出前講座を申し込む団体の代表者（以下「申込者」という。）が用意するものとする。

2 会場の使用料等は、申込者の負担とする。

3 会場は、多賀城市内の公の施設、地区集会所その他の施設とする。ただし、担当課の長が承諾する施設については、この限りでない。

(費用)

第6条 出前講座に係る講師料は、無料とする。ただし、当該出前講座に必要な教材、材料等の費用（市が作成した資料に係る費用を除く。）は、申込者の負担とする。

(申込方法等)

第7条 申込者は、あらかじめ市が提示する講座の中から希望する講座を1つ選び、多賀城市出前講座申込書に必要事項を記入の上、開催希望日の3週間前までに担当課の長へ直接申し込みするものとする。

2 担当課の長は多賀城市出前講座申込書を受領後、速やかに実施の可否を決定し、申込者へ通知するものとする。

(委任)

第8条 この要領の実施に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年9月1日から施行する。

附 則（令和4年3月9日市長決裁）

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

様式（第7条関係）

（一部改正〔令和4年4月1日〕）

多賀城市出前講座申込書

殿

		申込日	年 月 日	
団体名			(フリガナ)	
			代表者氏名	
申込者 連絡先 (※)電話は 日中連絡の とれる番号	住所	〒 ー		
	(フリガナ)		電話(※)	ー ー
	氏名		F A X	ー ー
	Eメール			
受講希望 内容	講座番号		受講人数	人
	受講希望 日時	第1希望	年 月 日	時 分～ 時 分
		第2希望	年 月 日	時 分～ 時 分
	受講会場	会場名		
住所				
講座で聞きたいこと、知りたいこと、疑問に思っていることなど				

【注意事項】

- 1 希望講座や開催日時、開催場所などを変更または中止する場合、速やかに連絡してください。
- 2 業務の都合上、日程の希望に添えないことがあります。
- 3 会場使用料や教材、材料、通信費など講座に必要な費用は、申込者の負担となります。
- 4 会場準備等の事前準備は申込者に対応いたします。
- 5 当講座の講師は、申し込みいただいた講座の説明をしますので、当講座以外の内容について説明できないことがあります。
- 6 苦情・要望・陳情等を目的としたものと認められるときは、当該出前講座を中止します。